

令和7年6月25日

総務環境委員会資料

企画管理部

目 次

【報告事項】

- 1 オリジナルロゴマークについて [ガラス美術館] 1 頁
- 2 使用料（営利加算分）の請求漏れについて [婦中ふれあい館] 2 頁

1 オリジナルロゴマークについて

[ガラス美術館]

(1) 制作の目的

ガラス美術館が今年度、開館10周年を迎えることを契機に、美術館独自のオリジナルロゴマークを制作することで、美術館の持つ魅力と様々な活動をより効果的に情報発信し、館の認知度をさらに向上させるとともに、「ガラスの街とやま」の推進に寄与するもの。

(2) 新しいロゴマーク



<特徴>

- ・ガラスが持つ「透明性」という特徴を表現している。
- ・美術館の特徴でもある印象的な建築意匠を想起させる。
- ・これまで複合施設のシンボルとして親しまれてきた「TOYAMA キラリ」と調和するデザイン。

2 使用料（営利加算分）の請求漏れについて

[婦中ふれあい館]

(1) 趣旨

富山市婦中ふれあい館を利用された団体のうち、営利を目的とした使用の場合に加算すべき額の請求漏れが判明したことについて、経緯及び対応状況等を報告するもの。

(2) 経緯

富山市婦中ふれあい館条例に規定されている、営利を目的とした使用の場合に加算すべき額の請求漏れがあったことが判明したため、令和6年度から過去5年分の使用実績を調査し、申請書の記載内容から営利を目的とした使用であると認められる申請について、営利加算分の使用料を追加請求するものです。

なお、令和7年1月以降は、条例の規定に従い、営利を目的とした使用の場合には、使用料に加算額を加えて請求しています。

(3) 対応状況

- ① 施設使用時点で請求すべき債権であり、法的には時効未到来分については使用料を追加請求する必要がある。

施設使用料に係る消滅時効：5年（根拠：地方自治法236条第1項）

- ② 過去5年分の使用申請書を調査し、申請書に記載されている使用目的・事由等から営利を目的とした使用であると認められる申請について、営利加算分の使用料を追加請求することとした。

（送付団体数、金額） 195団体、 8,438,520円

(4) 再発防止策

当館を利用する団体に対しては、使用目的及び内容を確認し、営利加算の有無について説明するとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を図ることで、再発防止を徹底する。